

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 5 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市東海岸町9番地

氏名 三菱ケミカル物流(株)尼崎油槽所  
 所長 藤本 誠二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6409-1521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱ケミカル物流(株)尼崎油槽所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市東海岸町9番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	4711 倉庫業
②事業の規模	入在庫・保管額等 (1, 342百万円 2022年度実績)
③従業員数	30名 (2023年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①タンク出荷 (製品) ↓ ②残液 (引火性廃油) ②引火性廃油 収集運搬委託→中間処分委託 (混合調整) →エマルジョン燃料化しセメント会社で最終処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	64.76 t	t
	(これまでに実施した取組) ・タンクから払出できなくなった残液を、ローリーで回収し販売するよう荷主と協議する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	30.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・荷主と協議し、できる限り製品化し排出量を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・タンク、ドラム別に分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続きタンク、ドラム別に分別を行っていく。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	64.76 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	64.76 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) ・全量を再生利用業者へ処理を委託する。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	30.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	30.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、再生利用業者へ委託を行いリサイクルを推進する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和 4 年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ヒフェニル廃棄物を除く。)	64.76	t
	(今後実施する予定の取組等) 平成31年4月より電子マニフェストで報告開始。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## 責任者及び職務分担内容

統括責任者		尼崎油槽所 所長
廃棄物担当		業務課 課長 業務課 担当 管理課 担当 油槽課 担当
役割	環境管理責任者	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○油槽所の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用者の調査、選定および管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項